企業環境研究年報
No.7, Dec. 2002



# 米国研究者による中小企業運動論

大林弘道
（神奈川大学）

## 1　問題

―「デフレ対策」と今日の中小企業運動―

2002年６月14日に答申された政府税制調査会報告「あるべき税制の構築に向けた基本方針」，同年９月30日の内閣改造にともなう竹中平蔵経済・財政相の金融担当相兼任による不良債権処理の加速策および10月30日の総合デフレ対策「改革加速のための総合対応策」・金融再生プログラム「主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生」はその具体化が明らかにつれて中小企業に大きな衝撃を与えている。前者は事実上①法人事業税における外形標準課税の早期導入，②消費税における中小企業に対する特例制度の廃止，③消費税率の引上げを強調するものであった。また，後者は，前者に加えて，結局のところ貸出先企業の淘汰，主として中小企業の大量の整理の必至を告知するものであると受け止めれた。

こうした金融，税制，そしてそれらを含む「デフレ政策」の推進は，現下の中小企業の経営状況の厳しさを加速する政策であるとして多くの中小企業団体の強い反発を生んでいる。たとえば，日本商工会議所・全国商工会連合会・全国中小企業団体中央会・全国商店街振興組合連合会のいわゆる中小企業４団体は，7月18日に「中小企業関係団体外形標準課税導入反対等決起集会」[1]を開催し，それまでの「法人事業税への外形標準課税の導入の絶対反対」に加えて「ペイオフ全面解禁の延期」「政府系中小企業金融機関の改革論議の当面凍結」「消費税の免税点制度および簡易課税制度の維持・存続」を決議した。さらに，同４団体は11月７日に「中小企業いじめの法人事業税外形化等阻止総決起大会」[2]において上記の「法人事業税への外形標準課税の導入の絶対反対」「消費税の免税点制度および簡易課税制度の廃止の断固反対」および「政府系中小企業金融機関の改革論議の当面凍結」をヨリ拡充した「万全な中小企業金融セーフティネットの構築」に加えて「財政出動・先行減税による大規模な需要喚起」を決議した。この集会には中小企業団体を中心に91団体が協賛した。

ところで，不良債権処理を巡る上記の９月30日から10月30日までの期間，政府と銀行グループとの間での調整は，主に政府と与党，政府と経済団体との間で続いたが，10月30日発表の総合デフレ対策・金融再生プログラムは，一般には既定の政府方針の後退と論評された。しかし，中小企業が「経営努力の限界を超えた苦境に立たされている」[3]事態に対して「中小企業の経営を脅かし，犠牲にするような方向での措置が検討されている」[4]ことには変化はなかった。また，上記の４団体の他，中小企業家同友会全国協議会は11月１日「日本経済危機打開のための緊急政策提言　中小企業と地域金融機関，地域経済の再生をめざして」を発表し，「中小企業の経営危機回避のための緊急金融政策」「日本経済危機打開のための当面の具体策」を提唱し，および同協議会が推進する「金融アセスメント法の制定」を強調した。

このような過程での中小企業団体の動向は与党の安定的な支持の動揺を促進するとともに，それを通じて戦後の保守政権の基盤の動揺・野党再編に連鎖する可能性をも発生させつつある。また，その結果，中小企業をめぐる問題の激化が日本経済の危機的状況と相互促進的に進行し，政治的な危機にまで波及する段階に達する可能性も否定できない。

本稿は，筆者が既に本誌に２回にわたって展開してきた中小企業運動についての検討（大林弘道［2000］，大林弘道［2001］）を踏まえ，上のような事態とそれへの中小企業運動の対応の意味を改めて考察したものである。すなわち，経済的危機が深化し，それに対応する政策が中小企業に存立の危機感を与え，中小企業運動の活発化を招来し，政権や既存政治勢力の動揺による政治的諸勢力の再編を含むという意味での政治的な危機を迎えようとしているかに見える現在の事態の解明である。このような考察の手がかりを与えている研究は，意外にも戦後の中小企業政策・運動をめぐる米国の研究者のそれである。敢えて，本稿に米国研究者による中小企業運動論を取り上げた理由である。

## ２　米国研究者による中小企業運動論

### ⑴「政権危機」対応としての中小企業運動論

まず，ケント E. カルダー［1989］の見解を取り上げよう。彼は，戦後の中小企業政策について次のようにいう。

> 総体的に見た場合，日本政治における中小企業重視の傾向は，ほかの西側諸国に比べれば，はるかに強いといわざるをえない。日本の保守陣営はこれまでさまざまな危機や脅威を巧みにかわし，長期政権の維持に成功してきたが，こうした過去の危機の痕跡が，現在に至るまで，日本の中小企業政策にも，それを管理運営するための法律や行政機関にも，深く残っているからである。[5)]

すなわち，①「西側諸国」の中では日本の政治は中小企業を重視していたこと，②それは「保守陣営」の長期政権の危機や脅威への対応としての中小企業政策となって実現したという見解である。つまり，中小企業政策は政治的な危機，その背景としての経済の安定の動揺の産物だとするのである。また，次のようにもいう。

> 本来，戦後の日本経済のカジ取りに当たってきたのは，安定志向の強い官僚や大企業だったといえるだろう。そうした中で中小企業対策に新しい政策が生まれた背景には，政治危機のあることがきわめて多かった。特に保守政権の存続を危うくし，結果として経済の安定を揺さぶるような大型の危機は，新しい中小企業政策の大きな推進力となったのである。[6)]

いいかえれば，ケント E. カルダーは中小企業政策について，その経済的背景を指摘するにせよ，専らその政治的性格を強調するのである。

> 一般に新しい法律の草稿を書くのは官僚だが，それに先がけて政治の厚い壁を破り，“政策の窓”を開くのは政治家であり，その“窓”をいつ開き，どんな政策を取り出すかを決めるのは保守系議員の判断によるところが多い。危機の時ともなると，中小企業のように支持政党の一定しない“浮動票”に対しては，革新陣営からも魅力的な提案が持ち出されるため，いきおい保守陣営も大盤振舞の助成策を打ち出すことになる。こうした相乗効果の挙句，危機の時代の中小企業対策は，きわめて大衆志向の強いものになっていき，それがひいては保守政権の長期安定にもつながっていったのである。[7)]

したがって，今後も政局の危機とともに中小企業政策の重視が出現することを予測するので

ある。

中小企業に働く者は，従来から日本の労働人口の中では大きな割合を占めてきた。しかし中小企業の経営者もその従業員も，これまで官僚や財界エリート・サークルの一員としては認められたためしがない。中小企業は，むしろ組織ぐるみの浮動票であり，“市民社会の下士官”足りうる，という，その戦略上の重要性によってこそ，保守にとっては，なくてはならない相手とされ，したがって，利益配分の恩恵をこうむってきたのである。この傾向が最も色濃く出たのが危機のときであり，したがって，今後とも政局に危機が訪れた時には，中小企業政策が再び重視されることは，十分に考えられるのである。[8)]

ケント E. カルダーはこのような「大盤振舞の助成策」＝中小企業政策が金融，税制，貿易政策といった総合政策だけでなく，流通，工作機械など業種別の中小企業政策として展開されたことを強調するのである。そして，彼はそのような中小企業政策の実現に選挙の動向の反映だとするとともに，日本商工会議所に対する政策実施機関としての役割の付与や民商・全商連の「政権危機」に際しての果敢な活動の効果を評価するのである。

### (2)「社会契約」論としての中小企業運動論

次に，シェルドン・ガロン／マイク・モチヅキ［2001］の見解をみてみよう。彼らは，中小企業政策を中小企業団体と国家との間にあった「社会契約」に基づくものとの見解を提示するのである。

彼らは「社会契約」を「利益組織を媒介とし，長期にわたって持続する公共政策の諸要因を確定する，国家と社会諸集団の政治的取引関係である」[9)] と定義している。つまり，「典型的には，社会諸集団は，その市場支配力または政治上の勢力を利用して，国家から政策上の譲歩を引き出し，一方，国家はそうした政策を採用する代わりに，それらの集団の支持をえる。この支持は，選挙における直接の支援から，集団行動の抑制や社会経済的秩序の全般的承認にまでおよぶ，さまざまな形をとることがある」[10)] としている。

このような「社会契約」は，中小企業政策において次のような関係として実現したというのである。すなわち，「戦後のごく初期から，保守党は，急速でしばしば歪みをともなう経済成長を目指すという自らの目的を，社会の安定および強力な選挙基盤を維持するという課題を両立させなければならなかった」[11)] から，「中小企業団体は，その政治的勢力（集票力）と引き替えに，市場におけるその弱点を補うような政府の施策」[12)] 引き出すという関係である。

かくして，シェルドン・ガロン／マイク・モチヅキは中小企業政策は次のような性格を帯びることになるとした。

第１に，中小企業政策は大企業にも有効であった。

中小企業にたいする補助金，減免税，および保護主義的規制は，日本の経済復興とその後の工業発展における大企業の役割を損なうことはなかった。さらに，活動的な中小企業部門の保持は，大企業に，経済変化に適応するうえでの融通性をあたえた。[13)]

第２に，1950年代前半に中小企業との社会契約が成立してから保護主義的な中小企業政策が継続した。

1950年代前半には，中小企業が保守党政治家と社会契約を取り決めるための舞台が整った。この契約の結果，保護主義的措置が絶え間なくつづくことになり，これはしばしば市場重視の通産官僚と与党首脳の反対を抑えて法制化された。[14)]

第３に，1980年代後期の消費税導入の際にも社会契約は生きていた。

> 1980年代後期の事態の進展は，この中小企業の社会契約が，攻撃の的になりながらも，日本の保守陣営指導者の心に強く刻まれていたことを例示するものだった。物議を醸した税制改革の問題が，その好例である。[15]

ところで，シェルドン・ガロン/マイク・モチヅキは以上のような「社会契約」論を労働運動との間に成立していたとして，労働組合や中小企業団体などの「大衆組織の政治的意義に言及せずに戦後日本における民主主義の意味を評価することはできない」[16] と強調した。

しかし，シェルドン・ガロン／マイク・モチヅキは，上のような「社会契約」は「1990年に岐路にさしかかったと思われる。国内および国際的な事態の進展は，この連合のメンバー間の対立を激化させるはたらきをした。」(p.263）すなわち,「日本の政治経済の現実は，戦後の社会契約の根本的見直しを必要としているように思われる」(p.264）と指摘したのである。

## ３　中小企業運動論と今日の中小企業運動

### ⑴ 米国研究者による中小企業運動論の意義

以上のアメリカの研究者の中小企業政策の形成についての考察，とくに中小企業団体・中小企業運動との関連の考察は，日本の研究者があまり注目して来なかった問題点，あるいは，考察の対象から外してしまった論点の解明を試みており，彼らの見解の個々の点については疑問はあるものの，総体として興味深い研究となっている。

すなわち，ケント E. カルダーの見解は，中小企業政策を単なる市場経済の効率化に対して不合理な政治的妥協の産物であるというような日本において流布されている皮相な見方に対して，中小企業政策の形成の過程の動態的な分析を提供している。

また，シェルドン・ガロン／マイク・モチヅキの見解は，中小企業政策の形成について，ケント E. カルダーのように「政権危機」との対応としてでなく「社会契約」という構造的把握をしており，その点では分析が深化・展開している。そして，そのような把握は，中小企業政策が単純に大企業利害から直接導出されるものではなく，一つの過程・構造をもって形成されるものであることを解明している。

ただし，両者は，日本経済における中小企業の経済的・産業的役割について必ずしも十分な理解を示しておらず，専ら政治学的観点から中小企業政策の形成を見なしていることに共通した特徴がある。シェルドン・ガロン／マイク・モチヅキにおいてさえ，中小企業ないし中小企業政策が「大企業の役割を損なうことはなかった」あるいは「大企業に，経済変化に適応するうえでの融通性をあたえた」という程度の役割を認めるに過ぎない。そのような限界を踏まえた上でなおかつ，注目したい点は，今後の中小企業政策の展開についての見解である。すなわち，ケント E. カルダーは上記にあるように「今後とも政局に危機が訪れた時には，中小企業政策が再び重視されることは，十分に考えられる」としているのに対し，シェルドン・ガロン／マイク・モチヅキは,「社会契約」について，1990年代における「日本の政治経済の現実」が戦後の「社会契約」の見直しを必要としていると指摘しているのである。

### ⑵ 今日の中小企業運動の意味と課題

ところで，シェルドン・ガロン/マイク・モチヅキは1990年代における「日本の政治経済の現実」そのものも，それがなぜ，いかなる意味で戦後の「社会契約」の見直しを必要としているかについては明らかにしていないが，筆者には彼らの判断は妥当なものであると考えられる。なぜなら，戦後，とりわけ高度成長期以後の中小企業政策は筆者のいう「戦後中小企業構造」

の維持・発展を図るものであったし，主流・大方の中小企業団体・中小企業運動はその範囲内で活動していた。しかし,「戦後中小企業構造」は1990年代において「解体」したし，それがゆえに，それまでの中小企業運動の経済的基盤は崩壊したからである。つまり，彼らのいう「社会契約」の現実的根拠は消失しつつあるのである。

したがって，冒頭で述べた最近の中小企業運動の意味と課題について，米国の研究者による中小企業運動論から学ぶとすれば，それは冒頭に述べた「デフレ」対策が中小企業に対して持つ政策的意味はシェルドン・ガロン／マイク・モチヅキのいう戦後の「社会契約」の見直しに相当すると判断できよう。しかも，中小企業にとって，1999年の中小企業基本法の改正に基づく新たな中小企業政策の有効性さえ削減するような最も厳しい方向での戦後の「社会契約」の見直しとなっていると思われる。とくに，中小企業に向けられた政策が専ら「セーフティーネット」に集中しており，それ自体必要であるものの，その不十分性はむしろ事実上中小企業の困難を放置する方向に向かう懸念さえ存在する。

このような中小企業政策の方向はほとんどの中小企業団体に組織された中小企業の経営者・業者・従業者の「批判・抵抗」を招くことは必至であると考えられる。しかしながら,「批判・抵抗」は冒頭の中小企業４団体の11月７日の集会の段階でもなお，なお，与党三党の参加に限定されており，与党三党に依存しての政府への要請，さらには，最大与党の内部のグループへの依存という形になっている。それは,「構造改革」に連なる現在の経済政策の諸問題の検討・調整が政府と与党三党との，そして，最大与党の内部での「協調と対立」の中に位置していることの結果であるが，上記の決議に盛られた要請は中小企業全体の今日の要求を率直に示しており，現実の事態の悪化･「非常事態」[17] が続く過程でそうして要請を推進する運動がその枠内を越えて拡大する必要性が生まれよう。

このような事態の推移は，政治的・経済的危機によってもたらされる中小企業の存立そのものの危機，中小企業の駆逐・排除に対する「批判・抵抗」としての中小企業運動の側面が強化されることになろう。しかし，それでもなお，以下の点が確認されなければならないだろう。

第１に，現代資本主義市場経済においては，これまでも強調してきたように，中小企業運動は資本蓄積運動の両傾向に付帯する「批判」「抵抗」とともに「存続」「発展」「創造」の両側面を展開できるし，展開しなければならないという基本的認識を堅持する必要があるということである。この点はいわば中長期的観点として重視しなければならないのは，現在の日本においては，従来の主流の中小企業運動が保守政権維持の制約を前提にした妥協的性格が一挙に反動的で「ラディカル」な中小企業運動に転化する可能性を否定できないからである。

第２に，現時点での日本経済において多くの中小企業が存立の「危機」に直面せられている事態においては，まずは中小企業の「危機」の実態の認識を深める運動が展開されなければならない。しかも今日においては政策の問題が中心的な課題になっており，実態を踏まえての政策に対する「批判・抵抗」段階に到達したからである。

要するに，米国研究者による中小企業運動論は，今日の日本の中小企業運動がシェルドン・ガロン／マイク・モチヅキのいう意味での「社会契約」を超えた段階に到達しているのであり，新たな中小企業運動の展開を必要とし，同時に，そうした課題を担っていることを認識させるのである。

1）日本商工会議所・全国商工会連合会・全国中小企業中央会・全国商店街振興組合連合会［2002a］
2）日本商工会議所・全国商工会連合会・全国中小企業中央会・全国商店街振興組合連合会［2002b］
3）日本商工会議所［2002］

４）日本商工会議所［2002］
５）ケントE.カルダー［1989］ p.294（掲載ページ数は翻訳書のそれ，以下同様）
６）ケントE.カルダー［1989］ p.276-277
７）ケントE.カルダー［1989］ p.277
８）ケントE.カルダー［1989］ p.294
９）シェルドン・ガロン／マイク・モチヅキ［2001］ p.238
10）シェルドン・ガロン／マイク・モチヅキ［2001］ p.238
11）シェルドン・ガロン／マイク・モチヅキ［2001］ p.237-238
12）シェルドン・ガロン／マイク・モチヅキ［2001］ p.238
13）シェルドン・ガロン／マイク・モチヅキ［2001］ p.263
14）シェルドン・ガロン／マイク・モチヅキ［2001］ p.245
15）シェルドン・ガロン／マイク・モチヅキ［2001］ p.248
16）シェルドン・ガロン／マイク・モチヅキ［2001］ p.237
17）日本商工会議所［2002］

参考文献

大林弘道［2000］「中小企業運動論・序説」「企業環境研究年報」第５号　2000年11月30日

大林弘道［2001］「戦後日本の経済団体と中小企業運動」「企業環境研究年報」第６号　2001年11月30日

大林弘道［2002］「新中小企業政策の諸施策の整理と提言」「企業診断」第６号　2002年６月１日

*Kent E. Calder［1988］ Crisis and Competition Public Policy and Political Stability in Japan, 1949−1986（Prinston University Press 1988）*（淑子カルダー訳『自民党長期政権の研究　危機と補助金』文藝春秋　1989年９月30日）

*Sheldon Garon／Mike Mochizuki［1993］“Negotiating Social Contact”in Andrew Gordon eds, Postwar Japan as History（University of Calfornia Press 1993）*（岡田信弘訳「社会契約の交渉」（中村正則監訳『歴史としての戦後日本下』みすず書房2001年12月20日）所収）

資料

経済財政諮問会議［2002］「改革加速のための総合対応策」2002年10月30日

日本商工会議所［2002］「政府の総合デフレ対策に関する緊急要望」2002年10月31日

日本商工会議所・全国商工会連合会・全国中小企業中央会・全国商店街振興組合連合会［2002a］日本商工会議所・全国商工会連合会・全国中小企業中央会・全国商店街振興組合連合会［2002a］「中小企業関係団体外形標準課税導入反対等決起集会　決議」2002年７月18日

日本商工会議所・全国商工会連合会・全国中小企業中央会・全国商店街振興組合連合会［2002b］「中小企業いじめの法人事業税外形化等阻止総決起大会　決議」2002年11月７日

中小企業家同友会全国協議会［2002］「日本経済危機打開のための緊急政策提言　中小企業と地域金融機関，地域経済の再生をめざして」2002年11月１日